

昭和三十年法律第百十三号

地方揮発油譲与税法

(地方揮発油譲与税)

第一条 地方揮発油譲与税は、地方揮発油税法(昭和三十年法律第百四号)の規定による地方揮発油税の収入額に相当する額とし、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して譲与するものとする。

(都道府県及び指定市に対する地方揮発油譲与税の譲与の基準)

第二条 地方揮発油譲与税の千分の五百四十八に相当する額は、都道府県及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七條第三項に規定する指定市(以下「指定市」という。)に対し、同法第二十八條に規定する道路台帳(次条第一項において「道路台帳」という。)に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するもの(当該都道府県又は当該指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。)の延長及び面積に按分して譲与するものとする。

2 前項の場合においては、同項の額の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積で按分するものとする。

3 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條(都にあつては、同条及び第二十一條第一項)の規定により算定した基準財政収入額が同法第十一條(都にあつては、同条及び第二十一條第一項)の規定により算定した基準財政需要額を超える都道府県及び指定市(以下「収入超過団体」という。)に対して当該年度分として譲与すべき地方揮発油譲与税の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その超える金額の十分の二に相当する額(当該額が前二項の規定により算定した額の三分の二に相当する額を超える場合には、当該三分の二に相当する額とする。)を控除した金額とする。

4 前項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃により、当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合には、総務省令で定めるところにより、必要な補正をすることができ。

5 第三項の規定により控除した金額は、収入超過団体以外の都道府県及び指定市に対して、第一項及び第二項の規定の例により、道路の延長及び面積に按分して譲与するものとする。

6 第一項又は前項の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

7 地方揮発油譲与税の千分の五十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十六條第一項若しくは第三項又は第四百四十七條第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した家用の乗用車(三輪の小型自動車であるもの及び同法第百七十七條の十七の規定により自動車税の種別割を免除したものを除く。次項において同じ。)の台数に按分して譲与するものとする。

8 前項の家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

(市町村に対する地方揮発油譲与税の譲与の基準)

第三条 地方揮発油譲与税の千分の三百九十七に相当する額は、市町村に対し、道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの(当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。)の延長及び面積に按分して譲与するものとする。

2 前条第二項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第六項中「第一項又は前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替へるものとする。

(譲与時期及び譲与時期)との譲与額)

第四条 地方揮発油譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の五百四十八に相当する額を、同条第七項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の

五十五に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の三百九十七に相当する額を譲与する。

譲与時期ごと	譲与すべき額
期	
六月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る地方揮発油税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る地方揮発油税の収入額に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の二月までの間の収納に係る地方揮発油税の収入額に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期に譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期)との譲与額の計算)

第五条 各都道府県及び市町村に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲与税の額として前三條の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲与税の額とする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

第六条 都道府県知事及び市町村の長は、総務省令で定めるところにより、地方揮発油譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に(市町村の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に)提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第七条 総務大臣は、地方揮発油譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において都道府県及び市町村に譲与すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第七条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 第九条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第二条第一項、第四項、第六項(第三条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第八項、第三条第一項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 都道府県及び市町村に対して譲与すべき地方揮発油譲与税を譲与しようとするとき。

(地方揮発油譲与税の使途)

第八条 国は、地方揮発油譲与税の譲与に当たつては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

(指定市の指定があつた場合における譲与の基準に関する特例)

第九条 新たに指定市の指定があり、当該指定市が一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の管理を行うこととなつた場合における第二条の規定の特例については、政令で定める。

附則抄  
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分の地方道路譲与税から適用する。

附則 (昭和三十五年四月三〇日法律第六七号)  
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分の地方道路譲与税及び地方道路譲与税から適用する。

附則 (昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号) 抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附則（昭和三十七年五月一五日法律第一三三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年七月九日法律第一六三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年二月二九日法律第一五七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

附則（昭和四四年四月九日法律第一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年三月三十一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法（以下この条において「新譲与税法」という。）の規定は、昭和五十一年度分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十一年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

2 昭和五十一年度分の地方道路譲与税に限り、新譲与税法第二条第一項中「地方道路譲与税の五分の四に相当する額」とあるのは「地方道路譲与税の五分の四に相当する額（昭和五十一年八月において譲与すべき地方道路譲与税にあっては、地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年八月法律第七号）附則第二十一条第三項に規定する都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税の額）」と、同条第三項中「譲与された地方道路譲与税の額」とあるのは「譲与された地方道路譲与税の五分の四に相当する額」とあるのは「地方道路譲与税の五分の一に相当する額（昭和五十一年八月において譲与すべき地方道路譲与税にあっては、地方税法等の一部を改正する法律附則第二十一条第三項に規定する市町村に譲与すべき地方道路譲与税の額）」とする。

3 新譲与税法第三条第一項の規定により昭和五十一年八月において譲与すべき地方道路譲与税の額は、同項の規定にかかわらず、新譲与税法第二条第一項の規定により都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税にあっては、同年四月から七月までの間の収納に係る地方道路譲与税の収入額の五分の四に相当する額に同年三月において収納すべき地方道路譲与税の収入額と同一額において収納した地方道路譲与税の収入額との差額を加算し、又はこれから減額した額に相当する額とし、新譲与税法第二条の二第一項の規定により市町村に譲与すべき地方道路譲与税にあっては、同年四月から七月までの間の収納に係る地方道路譲与税の収入額の五分の一に相当する額とする。

附則（昭和五十四年三月三十一日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法（以下この条において「新譲与税法」という。）の規定は、昭和五十四年度分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十三年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

2 昭和五十四年度分及び昭和五十五年年度分の地方道路譲与税に限り、新譲与税法第二条及び第一条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる新譲与税法の規定中同表の第二欄に掲

げる字句は、同表の第三欄に掲げる地方道路譲与税の区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二地方道路譲与昭和五十四地方道路譲与税の百分の六十八に相当する額（昭和五十四年八月に

条 第税の百分の六年度分の地において譲与すべき地方道路譲与税にあっては、地方税法等の一部を

一項 十四に相当す方道路譲与改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）附則第十九条第三項の

る額 規定により同月において都道府県及び指定市に譲与すべきものと定

税 められた額）

昭和五十五地方道路譲与税の百分の六十四に相当する額（昭和五十五年八月に

条 年度分の地において譲与すべき地方道路譲与税にあっては、地方税法等の一部を

第二 方道路譲与改正する法律附則第十九条第三項の規定により同月において都道府

条 の税の百分の三年度分の地において譲与すべき地方道路譲与税にあっては、地方税法等の一部を

二 第十六に相当す方道路譲与改正する法律附則第十九条第三項の規定により同月において市町村

一 項 する額 に譲与すべきものと定められた額）

昭和五十五地方道路譲与税の百分の三十六に相当する額（昭和五十五年八月に

年 度分の地において譲与すべき地方道路譲与税にあっては、地方税法等の一部を

方 道路譲与改正する法律附則第十九条第三項の規定により同月において市町村

に 譲与すべきものと定められた額）

昭和五十四年度分及び昭和五十五年度分の地方道路譲与税に限り、新譲与税法第三条第一項の

規 定により次の表の上欄に掲げる譲与時期において譲与すべき地方道路譲与税の額は、同項の規

定 にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方道路譲与税の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げ

る 額とする。

昭 和新譲与税法第二条第昭和五十四年三月における同月において収納すべき地方道路譲与税の収入

和 五十一項の規定により都額の見込額と同月において収納した地方道路譲与税の収入額との差額（以

五 十一年度分及び指定市に下この表において「昭和五十四年三月に係る清算額」という。）の五分

四 年道譲与すべき地方道路路の四に相当する額を同年四月から七月までの間の収納に係る地方道路

八 月譲与すべき地方道路路の四に相当する額を同年四月から七月までの間の収納に係る地方道路

譲 与税 税の収入額（以下この表において「昭和五十四年度第一期収入額」と

いう。）の百分の六十八に相当する額に加算し、又はこれから減額した

額 に相当する額

新 譲与税法第二条の 昭和五十四年三月に係る清算額の五分の一に相当する額を昭和五十四

二 第一項の規定によ 年度第一期収入額の百分の三十二に相当する額に加算し、又はこれか

り 市町村に譲与すべ ら減額した額に相当する額

き 地方道路譲与税

昭 和新譲与税法第二 昭和五十五年三月における同月において収納すべき地方道路譲与税の収入

和 五十一項の規定によ 額の見込額と同月において収納した地方道路譲与税の収入額との差額（以

五 十一年度分及び指 下この表において「昭和五十五年三月に係る清算額」という。）の百分

五 年道譲与すべき地 方道路税の六十八に相当する額を同年四月から七月までの間の収納に係る地方

八 月譲与すべき地方 道路税の収入額（以下この表において「昭和五十五年第一期収入額」と

譲 与税 いう。）の百分の六十四に相当する額に加算し、又はこれから減額し

た 額に相当する額

新 譲与税法第二条の 昭和五十五年三月に係る清算額の百分の三十二に相当する額を昭和五

二 第一項の規定によ 十五年度第一期収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額

き 地方道路譲与税

(政令への委任)  
第二十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五五年三月三十一日法律第一〇号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)  
第十五条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法の規定は、昭和五十五年分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十四年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五八年二月一〇日法律第八三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第一条から第三条まで、第二十一条及び第二十三条の規定、第二十四条中麻葉取締法第二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七条及び第五十四条から第五十六条までの規定並びに附則第二条、第六条、第十三条及び第二十條の規定 昭和五十九年四月一日

(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)  
第十三条 第五十四条の規定による改正後の地方道路譲与税法第二条第一項及び第二条の二第一項、第五十五条の規定による改正後の石油ガス譲与税法第二条第一項並びに第五十六条の規定による改正後の自動車重量譲与税法第二条第一項の規定は、昭和五十九年度分の地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税から適用し、昭和五十八年度分までの地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)  
第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第六六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附則 (昭和五九年三月三十一日法律第七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十四条 第三条の規定による改正後の地方道路譲与税法(以下「新地方道路譲与税法」という。)第三条第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の地方道路譲与税について適用し、昭和五十八年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年度分の地方道路譲与税については、前項の規定にかかわらず、新地方道路譲与税法第三条第一項の表の上欄に掲げる譲与時期は、次の表の上欄に掲げる時期とし、同項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

八月	当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額と同月において収納した地方道路税の収入額との差額を同年の四月から七月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額
十二月	当該年度の初日の属する年の八月から十一月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額と同年の三月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額の五分の四に相当する額との合算額に相当する額
六月	昭和六十年分地方道路譲与税については、第一項の規定にかかわらず、新地方道路譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。
十一月	当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額の五分の四に相当する額と同月において収納した地方道路税の収入額との差額を同年の四月及び五月における収納に係る地方道路税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
四月	前項の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度分の地方道路譲与税に係る新地方道路譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額について準用する。この場合において、昭和六十一年度分の地方道路譲与税にあつては前項の表中「五分の四」とあるのは「五分の三」と、「五分の三」とあるのは「五分の二」と、昭和六十二年分地方道路譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「五分の三」とあるのは「五分の一」と、昭和六十三年度分の地方道路譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の一」と、「収入額」と同年の三月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額」とあるのは「収入額」と読み替へるものとする。
第二十八條	附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成五年三月三十一日法律第四号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。
第二十条	地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法の規定は、平成五年度分の地方道路譲与税から適用し、平成四年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。
2	平成五年度分の地方道路譲与税に限り、第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法第二条第一項中「百分の四十三」とあるのは「百分の六十二」と、同法第三条第一項中「百分の五十七」とあるのは「百分の三十八」と、同法第四条第一項中「百分の四十三」とあるのは「百分の六十二」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の三十八」とする。
附則 (平成二一年七月一六日法律第八七号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二十一年二月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成二十五年三月二二日法律第九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法の規定は、平成十五年度分の地方道路譲与税から適用し、平成十四年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二〇年三月三二日法律第一〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)の公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年四月三〇日法律第二二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法の規定は、平成二十一年度分の地方道路譲与税から適用し、平成二十年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第二十条 二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二二年三月三二日法律第九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第三条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法(以下この条において「新譲与税法」という。)の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

2 第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法(以下この条及び附則第三十二条第二項において「旧譲与税法」という。)の規定(旧譲与税法第五条及び第七条を除く。)は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以下この項において「平成二十一年所得税法等改正法」という。)第四条の規定による改正前の地方道路譲与税法(昭和三十年法律第四百号)の規定(平成二十一年所得税法等改正法附則第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)による地方道路譲与税について、なおその効力を有する。

3 新譲与税法第七条の規定は、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧譲与税法第四条第一項の規定により平成二十一年六月において譲与すべき地方道路譲与税(次項において「平成二十一年六月分地方道路譲与税」という。)の額の算定について準用する。この場合において、新譲与税法第七条中「地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方道路譲与税」と読み替えるものとする。

4 旧譲与税法第四条第一項(第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定により地方道路譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があったため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が平成二十一年六月分地方道路譲与税を譲与した後に生じたときは、当該増加し、又は減少すべき額については、平成二十一年十一月以後に到来する地方揮発油譲与税の譲与時期において、これを地方揮発油譲与税の増加し、又は減少すべき額とみなして、新譲与税法第七条の規定を適用する。

(政令への委任)

第十八条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三一年三月二九日法律第二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から八まで 略

九 第六条及び第九条並びに附則第二十二条、第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第六条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法(次項において「新地方揮発油譲与税法」という。)の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後に収納される地方揮発油譲与税に係る地方揮発油譲与税について適用し、同日前に収納された地方揮発油譲与税に係る地方揮発油譲与税については、なお従前の例による。

2 新地方揮発油譲与税法第二条第一項及び第七項並びに第三条第一項の規定により譲与すべき地方揮発油譲与税に係る新地方揮発油譲与税法第四条第一項の規定の適用については、令和十六年六月分地方揮発油譲与税に限り、同項中「を、同条第七項」とあるのは、「(令和十六年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年三月における収納に係る額の百分の五十八に相当する額と同年四月及び五月の収納に係る額の百分の五百四十八に相当する額との合算額)を、同条第七項」と、「を、前条第一項」とあるのは、「(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年四月及び五月の収納に係る額の百分の五十五に相当する額)を、前条第一項」と、「を譲与する」とあるのは、「(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年三月における収納に係る額の百分の四十二に相当する額と同年四月及び五月の収納に係る額の百分の三百九十七に相当する額との合算額)を譲与する」とする。

附則 (令和二年三月三二日法律第五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。